

機密保持に関する覚書

委託者 (以下、甲といいます) と
受託者 株式会社情報工学研究所 (以下、乙といいます) とは、
平成 年 月 日に委託したデータ復旧業務 (以下、委託業務といいます)
に基づき、以下の条項により機密保持に関する覚書を締結します。

(目的)

第1条 本覚書は、乙が委託業務の履行に伴い知り得た甲の機密情報を守秘するために締結され、乙の機密保持義務の履行手続等を定めることを目的とします。

(機密の定義)

第2条 乙が機密保持義務を負う機密情報とは、乙が委託業務の履行にあたり知りえた甲の業務上の機密(顧客情報、社員情報、データ、コンテンツ)をいいます。ただし、次の各号の情報は機密情報には該当しません。

- 甲が乙に書面により公表することを承諾した情報
- 乙が独自に開発したコンピュータ利用、データ処理についての技術情報
- 乙が機密保持義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
- 委託業務の着手前に乙が既に入手していた情報

2 前項の規定にかかわらず甲が乙に預託した個人情報保護法に規定する個人情報は機密情報とします。

(禁止事項)

第3条 乙は、前項に定める機密情報を機密に保持するために次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- 委託業務を甲の書面による承諾をなしに第三者に再預託すること。
- 機密情報を甲の書面による承諾なしに委託業務を履行する以外の目的に使用すること。
- 機密情報を甲の書面による承諾なしに所定の場所より搬出すること。
- 機密情報を甲の承諾なしに委託業務を履行する以外の目的で複製すること。
- 機密情報を甲の書面による承諾なしに委託業務終了後も記録、保存、保管すること。

(保管場所)

第4条 乙は、機密情報を記録した書面、データその他物件(以下、合わせて物件といいます)を甲もしくは乙の従業員だけが立ち入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管施設(以下、合わせて保管場所といいます)に保管しなければなりません。

(従業員教育)

第5条 乙は、乙の担当者に対して本契約に定める事項を十分に説明し、機密情報の保持についての教育を徹底しなければなりません。

(機密情報の返還)

第6条 乙は、個別契約に基づく作業が終了した場合、甲から提供を受けた物件をすべて返却しなければなりません。

(損害賠償)

第7条 委託業務の履行にあたり、乙及び乙の担当者がその責に帰すべき事由により、本覚書に反し、甲に損害を与えた場合は、乙は甲が被った損害を賠償するものとし、甲乙協議のうえ、誠意をもってその解決にあたるものとします。

(協議事項)

第8条 本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義については、甲、乙双方とも信義誠実の原則により協議を行うものとします。

以上、本契約の成立を証して、本書2通を作成し甲乙各1通を保有します。

平成 年 月 日

甲

乙 千葉県千葉市若葉区若松町 531-361
株式会社情報工学研究所
代表取締役 小原 大介

